

## サービス産業動向調査の調査計画（案）について

## 1 調査の目的

サービス産業の生産・雇用等の動向を月次で把握し、GDPの四半期別速報（QE）を始めとする各種経済指標の精度向上、サービス産業に係る政策の立案・実施及び民間における市場動向の把握を通じた活用等に資することを目的とする。

## 2 調査対象の範囲

## (1) 地域的範囲

全国

## (2) 属性的範囲

日本標準産業分類（平成19年11月改定）に掲げる大分類「G 情報通信業」、「H 運輸業、郵便業」、「K 不動産業、物品賃貸業」、「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「M 宿泊業、飲食サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」、「O 教育、学習支援業」、「P 医療、福祉」、「R サービス業（他に分類されないもの）」に属する企業又は事業所。

ただし、「71 学術・開発研究機関」、「7282 純粋持株会社」、「792 家事サービス業」、「81 学校教育」、「841 保健所」、「851 社会保険事業団体」、「852 福祉事務所」、「93 政治・経済・文化団体」、「94 宗教」及び「96 外国公務」に属する企業及び事業所を除く。また、「管理、補助的経済活動を行う事業所」に属する事業所を除く。

## &lt;現状の調査からの変更について&gt;

○「71 学術・開発研究機関」に属する企業及び事業所を除く理由は以下のとおりである。

- ・ 年間予算額を記入している例が多いと思われる「会社以外の法人」や「国・地方公共団体事業所」の売上高（収入額）が5割を超えており、会社法人であっても売上高が0である事業所数が2/3程度となっており、当該活動の把握においては売上高の概念になじまない場合が多いこと
- ・ 年次については科学技術研究調査といった詳細な統計があること

○「7282 純粋持株会社」に属する企業及び事業所を除く理由は以下のとおりである。

- ・ 「純粋持株会社」は、本業を持たずに他社の事業活動を支配するものであり、これらは専ら子会社からの配当（本調査の売上高から除外）が収入源と考えられること

○「77 持ち帰り・配達飲食サービス業」に属する企業及び事業所を理由は以下のとおりである。

- ・ 日本標準産業分類の改定に伴って、従来から調査対象であった「宿泊業、飲食サービス業」に新設された分類であること

○「851 社会保険事業団体」に属する企業及び事業所を除く理由は以下のとおりである。

- ・ 「社会保険事業団体」は、金融業・保険業と似た収支構造を持っており、年金支給の原資等になる掛金が収入源（売上高（収入額）に該当しない）となっている。

○「管理、補助的経済活動を行う事業所」に該当する事業所を除く理由は以下のとおりである。

- ・ いわゆる本社部門、間接部門であり、売上高がないこと。なお、「管理、補助的経済活動を

行う事業所」については、資本金1億円以上の企業の本所事業所に該当する場合は、(企業として)企業単位における調査の対象になる。

○国及び地方公共団体の事業所

⇒ 趣旨は別添1のとおり

### 3 報告を求める者

#### (1) 数

毎月：約1.2万企業及び約2.5万事業所

拡大調査(名簿等更新時)(年1回)：約1.2万企業及び約7.1万事業所

(標本抽出の基礎となる母集団：約280万事業所及び1.2万企業)

標本数、母集団数は仮おき(平成18年事業所・企業統計調査結果)

#### (2) 選定の方法

- ・ 資本金1億円以上又は「371 固定電気通信業」、「372 移動電気通信業」、「42 鉄道業」、「46 航空運輸業」、「49 郵便業(信書便事業を含む)」の企業は、産業ごとに抽出し、継続的に調査の対象とする。
- ・ 上記の企業に属さない事業所に対して、産業、事業従事者規模別層化抽出により抽出する。
- ・ 調査事業所は、原則として、2年間継続して調査する。なお、統計の精度を担保する上で標本数を確保することが必要な層(約0.3万事業所)については、継続的に調査の対象とする。
- ・ 名簿等更新時においては、毎月の対象に加え、次年の対象予定の標本等を追加し、調査の対象とする。
- ・ 報告者の選定に使用する名簿等の名称：平成21年経済センサス-基礎調査及び事業所母集団データベース
- ・ 標本設計に関する資料：別紙1のとおり

### 4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

#### (1) 報告を求める事項

<会社等用>

- ① 1か月目用調査票(会社等用)
  - ・ 経営組織及び資本金等の額
  - ・ 月末の従業者数及び内訳〔調査月前月〕
  - ・ 月末の従業者数及び内訳〔調査月〕
  - ・ 月間売上高(収入額)及び事業活動別内訳〔調査月前月〕
  - ・ 月間売上高(収入額)及び事業活動別内訳〔調査月〕
  - ・ 売上高(収入額)の変動理由
- ② 月次調査用(会社等用)
  - ・ 月末の従業者数及び内訳〔調査月〕
  - ・ 月間売上高(収入額)及び事業活動別内訳〔調査月〕
  - ・ 売上高(収入額)の変動理由
- ③ 拡大調査用(会社等用)
  - ・ 事業活動別事業の種類

- ・企業の年間売上高（収入額）及び事業活動別内訳
- ・企業の従業者数
- ・企業の都道府県別売上高（収入額）

#### <事業所用>

- ④ 1か月目用調査票（事業所用）
- ・経営組織及び資本金等の額
  - ・事業所の月末の従業者数及び内訳〔調査月前月〕
  - ・事業所の月末の従業者数及び内訳〔調査月〕
  - ・事業所の月間売上高（収入額）〔調査月前月〕
  - ・事業所の月間売上高（収入額）〔調査月〕
  - ・売上高（収入額）の変動理由
    - ◆以下当該事業所が複数事業所で本所の場合◆
  - ・事業所の所属する会社等全体の売上高（収入額）〔調査月前月〕
  - ・事業所の所属する会社等全体の売上高（収入額）〔調査月〕
  - ・事業所の所属する会社等全体の常用雇用者数〔調査月前月〕
  - ・事業所の会社等全体の常用雇用者数〔調査月〕
- ⑤ 月次調査票（事業所用）
- ・事業所の月末の従業者数及び内訳〔調査月〕
  - ・事業所の月間売上高（収入額）〔調査月〕
  - ・売上高（収入額）の変動理由
- ⑥ 拡大調査票（事業所用）
- ・事業所の年間売上高（収入額）
  - ・事業所の従業者数
  - ・事業所の主な事業の種類
    - ◆以下当該事業所が複数事業所で本所の場合◆
  - ・事業所の所属する企業等全体の年間売上高（収入額）

#### (2) 基準となる期日又は期間

月を単位とするものは、月末

※ 月末の従業者数等については、月末に最も近い営業日

年を単位とするものは、年末又は決算期末

年を単位とする売上高等については、月次と比べ、詳細な内訳や地域別状況を調査するため、月次で調査する売上高の総和では代替できない。

#### 5 報告を求めするために用いる方法

(1) 調査組織 総務省統計局—民間事業者—報告者

(2) 調査方法

調査は、総務省統計局が民間事業者に委託し、以下の方法により行う。

(ア) 郵送調査

原則として、調査票の配布・回収ともに毎月郵送で実施する。

ただし、調査事業所のうち事業従事者数 10 人未満の事業所については、必要に応じて、調査事業所に直接訪問し調査票の回収を行う。

調査員調査を見直した趣旨は別添 2 のとおり

#### (イ) オンライン調査

調査企業及び事業所の申出により、オンラインによる報告を認める。

オンライン調査は、政府統計共同利用システムにおけるオンライン調査システムにより実施する。なお、オンライン調査システムに接続し調査票に記載する場合には、調査事業所ごとに異なるパスワードが設定されるとともに、SSLによる暗号化のセキュリティ対策が講じられる。

### 6 報告を求める期間

#### (1) 調査の周期

月次：毎月

拡大調査（名簿等更新）時：6月末

#### (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

月次：調査票の提出期限：調査月の翌月 20 日

拡大調査（名簿等更新）時：調査票の提出期限：7月末

### 7 集計事項

#### <毎月>速報及び確報

産業（中分類）別売上高（収入額）時系列表

産業（中分類）別従業者数時系列表

産業（中分類）別月間売上高（収入額）（うち資本金等 1 億円以上の会社）

産業（中分類）別売上高の変動理由

#### <拡大調査の結果>

産業（小分類）別売上高（収入額）（うち資本金等 1 億円以上の会社）

産業（小分類）、従業上の地位別従業者数

産業（中分類）、従業者規模別売上高（収入額）

産業（中分類）、経営組織別売上高（収入額）

産業（中分類）、資本金等階級別売上高（収入額）

産業（大分類）別売上高一都道府県

（集計産業区分は別紙 2 のとおり）

### 8 調査結果の公表の方法及び期日

#### (1) 公表の方法

印刷物及びインターネット

#### (2) 公表の期日

速報：原則、調査月の翌々月下旬に公表

確報：原則、調査月の 5 か月後の下旬に公表

## 標本設計の基本的な考え方

## 層の区分の考え方

## &lt; 悉皆層（企業） &gt;

- おおむね資本金 1 億円以上で企業売上高の標準偏差が大きいことから、資本金 1 億円以上の会社企業を悉皆層とする。（現状は、原則として、必要標本数が母集団数の半数を超える場合は悉皆層）
  - ⇒ 資本金 1 億円以上の本調査対象産業の会社企業数は 1.1 万程度（平成 21 年経済センサス）
  - この企業傘下の事業所は約 10 万（平成 18 年事業所・企業統計からの推計）
  - ⇒ 本調査対象産業における資本金 1 億円以上の売上高は全体の 40%程度
- 固定電気通信業、移動電気通信業、鉄道業、航空運輸業及び郵便業（信書便事業を含む）は、企業単位（会社企業以外では本所・単独事業所）の悉皆調査とする。
  - ⇒ 企業数が少なく、精度上、一定の対象数を確保した上で標本調査による標本交代が困難であるため

## &lt; 標本層 &gt;

- 標本調査の対象の事業所については、悉皆層の企業傘下でない事業所から抽出する。
- 事業所の抽出においては、原則、事業従事者数 10 人未満、10 人～29 人、30 人～49 人、50～99 人、100 人～199 人、200 人～299 人、300 人～499 人、500 人以上ごとに抽出する。
- 乗率が極端に大きな値となることや異常値による影響を防ぐ観点、廃業等による代替標本の必要性や標本層におけるローテーション実施に伴う予備標本を十分確保する観点から、抽出層ごとに、最低標本数と最大標本数及び標本割合を定める。
  - 十分な標本数を確保できない場合は、悉皆とする。
- 悉皆層は、経済センサスによる母集団名簿の更新まで固定し、標本層は 2 年間固定する。1 月調査において標本を交代する。

- 医療業については、資本金 1 億円以上の企業はほとんどないため、従来どおり、他の層より売上高の非常に分散が大きい事業従事者 500 人以上を事業所の悉皆層とする。
- 事業所は事業従事者数ごとに抽出する一方で、企業は資本金階級ごとに抽出する理由は、
  - ① 事業従事者数よりも資本金の方が、企業にも認識が容易であり、明確な基準であること
  - ② 企業調査においては、資本金階級別の調査が多く、事業従事者数と比べ、本調査結果や他調査を用いた標本設計のための分析が容易であり比較もできること
  - ③ 事業所抽出においては、事業所売上高との相関は事業従事者数の方が高く、資本金階級と比べてよりの確な標本設計が可能であること。また、事業所抽出においては資本金がなじまない個人企業等が対象となること

## 目標精度

- それぞれの集計ごとに以下のように目標精度を定める。

### 月次集計

月次集計産業別の売上高について、標準誤差率5～10%とする。(現状は、中分類5%、その他の分類で7%又は10%)

### 年次集計

#### 詳細産業集計

標本層において、産業別の売上高の標準誤差率5%を目標とする。また、規模別の配分についてはネイマン配分(規模別の母集団数×売上高標準偏差に比例した標本数の配分)とする。

#### 都道府県集計

都道府県集計においては、売上高又は売上高前年比について、一定の精度を確保する。  
このため、都道府県別・産業別の売上高又は売上高前年比の標準誤差率を5%又は10%とする。

## 標本数の計算

- 上記の目標精度を満足する標本数を求め、年次(=月次の標本層対象数×3)の標本層(産業×規模)ごとに、最大標本数(割合)、最低標本数を超えた場合は調整する。  
これらを都道府県に当確率で配分した場合に不足があれば追加する。
- 最終的な標本数は、わかりやすい設計にするため、概数とする。

- 平成21年経済センサス-基礎調査結果を踏まえ、見直すこととなる。  
なお、資本金1億円以上の企業については、平成21年経済センサス-基礎調査結果、平成18年事業所・企業統計調査いずれも1.1万程度。

産業集計区分 (P)

月次集計区分

詳細産業集計区分

都道府県集計区分

37	通信業
38	放送業
39	情報サービス業
40	インターネット附随サービス業
41	映像・音声・文字情報制作業
42	鉄道業
43	道路旅客運送業
44	道路貨物運送業
45	水運業
46	航空運輸業
47	倉庫業
48	運輸に附帯するサービス業
49	郵便業(信書便事業を含む)
68	不動産取引業
69	不動産賃貸業・管理業
70	物品賃貸業
72	専門サービス業
73	広告業
74	技術サービス業
75	宿泊業
761	食堂、レストラン(専門料理店を除く)
762y	中華料理店・ラーメン店
76-1	飲食店(別掲を除く)
77	飲食・持ち帰りサービス業
78	洗濯・理容・美容・浴場業
791	旅行業
7961,79z	その他の生活関連サービス業(別掲を除く)
8064	パチンコホール
803,80y,80z	娯楽業(別掲を除く)
821,822	社会教育、職業・学習支援施設
823,824,829	学習塾、教養・技能教授業等
831	病院
832	一般診療所
833	歯科診療所
83z	医療業(別掲を除く)
84z	保健衛生(保健所を除く)
854	老人福祉・介護事業
85z	その他の社会保険・社会福祉・介護事業
88	廃棄物処理業
89	自動車整備業
90	機械等修理業(別掲を除く)
91	職業紹介・労働者派遣業
922	建物サービス業
923	警備業
92z	その他の事業サービス業
95	その他のサービス業

371	固定電気通信業
372	移動電気通信業
373	電気通信に附帯するサービス業
383	有線放送業
381,382	公共放送業、民間放送業(有線放送業を除く)
391	ソフトウェア業
392	情報処理、提供サービス業
40	インターネット附随サービス業
413,414	新聞業、出版業
41z	映像・音声・文字情報制作業(別掲を除く)
42-1	鉄道業(旅客)
42-2	鉄道業(貨物)
43	道路旅客運送業
44	道路貨物運送業
45-1	水運業(旅客)
45-2	水運業(貨物)
46-1	航空運輸業(旅客)
46-2	航空運輸業(貨物)
47	倉庫業
48	運輸に附帯するサービス業
49	郵便業(信書便事業を含む)
68-1	不動産取引業(販売)
68-2	不動産取引業(手数料)
691	不動産賃貸業
692	貸家業、貸間業
693	駐車場業
694	不動産管理業
704	自動車賃貸業
701,702,703,70z	物品賃貸業(別掲を除く。)
72	専門サービス業
73	広告業
741	獣医学業
742	土木建築サービス
746	写真業
743,745,74z	技術サービス業(別掲を除く)
75	宿泊業
761	食堂、レストラン(専門料理店を除く)
762y	中華料理店・ラーメン店
762z	専門料理店(別掲を除く)
76y	そば・うどん、すし
76x,76z	飲食店(別掲を除く)
77	飲食・持ち帰りサービス業
782	理容業
783	美容業
781,78z	浴場業、その他の洗濯・理容・美容業
791	旅行業
7961	葬儀業
79z	その他の生活関連サービス業(別掲を除く)
8064	パチンコホール
803,80y,80z	娯楽業(別掲を除く)
821,822	社会教育、職業・学習支援施設
823,824	学習塾、教養・技能教授業
829	他に分類されない教育、学習支援業
831	病院
832	一般診療所
833	歯科診療所
83z	医療業(別掲を除く)
84z	保健衛生(保健所を除く)
854	老人福祉・介護事業
85z	その他の社会保険・社会福祉・介護事業
881	一般廃棄物処理業
88z	産業廃棄物処理業等
89	自動車整備業
901	機械修理業(電気機械器具を除く)
902	電気機械器具修理業
90z	表具業、その他の修理業
911	職業紹介業
912	労働者派遣業
922	建物サービス業
923	警備業
92z	その他の事業サービス業
95	その他のサービス業

G	情報通信業
H	運輸、郵便業
68	不動産取引業
69	不動産賃貸業・管理業
70	物品賃貸業
L	専門サービス業、広告業、技術サービス業
75	宿泊業
76	飲食店
77	飲食・持ち帰りサービス業
N	生活関連サービス業、娯楽業
O	教育、学習支援業
P	医療、福祉
R	サービス業(他に分類されないもの)

## 国・地方公共団体事業所について

### 1 中間報告の整理とその後の検討

売上高（収入額）を毎月的確に把握することが一部困難である国・地方公共団体事業所（多くは費用に見合う売上がなく収入が予算額しかない）の扱いについては、中間報告において、次のように整理されている。

#### (1) 現状

公的機関（公営事業所）の中には、一般の産業と同様に、その行う業務により（「公務」ではなく）それぞれの産業に分類される事業所がある。現在、本調査においては、それらの動向も含めてサービス産業の実態を幅広く把握するため、対象産業に該当する場合は公営事業所も調査対象としている。

しかし、公営事業所の中には、自衛隊学校や警察学校のように売上高（収入額）という概念が存在しない事業所があり、便宜、年間予算額を各月の売上高（収入額）に按分し記入している。

他方で、民営事業所と同じ収支構造をもち、売上高（収入額）を把握できる事業所がある。

#### (2) 今後の方向性

公営事業所については、サービス産業の動向を的確に把握する観点から、売上高（収入額）を把握でき、かつ、公営事業所の数及び売上高（収入額）が多い産業を調査することが妥当である。

この考え方により、現時点のデータに基づき、該当する産業を列挙すると、「鉄道業」、「道路旅客運送業」、「医療業」となる。これらの産業に分類される事業所は、引き続き調査対象とすることが妥当である。ただし、これは現時点のデータに基づく結果であり、今後蓄積されるデータ等に基づく検証が必要である。

さらに、民営事業所の実態を把握するためにも、また、他国との比較のためにも、標本設計を見直す際には、民営・公営別の表章が可能となるよう検討すべきである。

中間報告のとりまとめ以降、拡大調査（年次）を新設し、月次統計と年次統計の2本立てとすることとなるとともに、抽出・集計産業区分、標本設計等の検討を進め、本調査の見直し後の姿が明らかとなってきていることも踏まえ、以下のとおり、国・地方公共団体事業所について、中間報告の考え方を発展的に整理。

### 2 見直しも踏まえた考え方

- ① 拡大調査（年次）の導入に伴い、月次調査では売上高（予算額を除く。）を把握し、年間予算額を含む売上高については、拡大調査（年次）により把握するという分担が可能となること。
- ② 拡大調査（年次）を導入することにより、月次調査の対象となる予定の事業所に対して、売上高（予算額を除く。）の有無を確認し、売上のない事業所を事前に調査から除くことが可能となること。
- ③ 第8回研究会（4月21日）において検討した抽出産業区分ごとにもみると、42 鉄道業、43 道路旅客運送業、83 医療業以外においても、当該産業における国・地方公共団体の事業所数及び売上高が大きく、かつ、予算額を含まない売上高がある事業所数が多い産業があること（競輪・競馬等の競走場、競技団、博物館・美術館、廃棄物処理業など）

これらを踏まえ、国・地方公共団体事業所等（※1）においては、次のように整理することとした。

- ① 拡大調査（年次）においては、売上高（収入額）に加え年間予算額も調査する。  
（予算額しか記入できない事業所でも、調査の対象とする。）
- ② 月次調査においては、予算額を除外した売上高（収入額）のみを調査する。  
（予算額しか記入できない事業所は、売上がなく調査の対象としない。）

なお、国・地方公共団体事業所の対象事業所数が十分見込まれる産業（42 鉄道業、43 道路旅客運送業、83 医療業等）においては、国・地方公共団体事業所分の売上高（収入額）について、年次統計において民間事業所分と区分して集計する。

※1 会社以外の法人や法人でない団体でも、国・地方公共団体事業所と同様の扱いとする。

なお、本調査でいう「国・地方公共団体事業所」は、国・地方公共団体の組織の傘下事業所をさしており、国民経済計算や産業連関表における「公的機関」（国・地方公共団体による支配等の基準で分類）とは異なる。

※2 国民経済計算の産出額、産業連関表の国内生産額は、一部の部門（廃棄物処理、運輸附帯サービス、社会教育、その他の教育訓練機関、保健衛生、社会福祉等）について、売上高（収入額）ではなく経費積み上げにより推計していることから、このような観点からは、予算額を把握することにも一定の意義がある。

## 調査員調査について

### 1 現状の調査員調査

- 現状は、事業従事者数 10 人未満の事業所に対して、調査員調査により調査している。
- 調査員調査の調査事業所の売上高が全売上高に占める割合に着目すると、その割合は 2 割弱程度と小さい。一方で、調査員調査は経費面では大きなウェイトを占めている。
- 調査員調査は、調査員の人員確保が必要であるため、事前準備が必要である。また、業者切り替え時や標本交代時において回収率が低い傾向がある。
- 標本設計において、調査員配置の配慮が必要であり、結果精度面からは、最適な標本数よりも多くの標本数が必要となると考えられる。また、地域によっては標本数確保のため広い地域が対象となるなどの問題がある（現状全国 255 地域を選定）。

⇒ このため、事業従事者数 10 人未満の事業所に対する調査員調査について以下のように見直すことしたい。

### 2 調査員調査の見直し

- 今回の見直しに当たっては、事業従事者数 10 人未満の事業所に対しても郵送調査を導入する。

⇒ 結果への影響

- ・ 調査員調査を全面的に郵送調査に切り替えた場合、現状の調査員調査の回収率約 70%について、「中間報告書」の分析によると、最も高い想定と低い想定の前平均の 60%に低下した場合は全売上高の約 2%が補定値になること、また、最も低い想定の前平均の 35%まで低下した場合は、全売上高の約 6%が補定値になる可能性が指摘されている。

⇒ 回収率低下の影響の軽減

- ・ 拡大調査の実施により、民間事業者の経験を積む対応を図りつつ、新たな調査事業所における依頼・回収に時間をかけ円滑な実施を図る。

現状の調査においては、委託期間や事業所の調査期間が長くなるほど回収率は上昇傾向となっているため、このような対応により回収率低下の影響の軽減を図る効果があると考えている。

- ・ 督促しても一定期日までに郵送回収がないもの等については、必要に応じて、調査事業所に直接訪問し調査票の回収を行うこととしたい。

## 2 調査方法

### (2) 今後の方向性

(1) の状況を踏まえ、費用対効果の観点から事業従事者数 10 人未満の事業所に対しても郵送調査を導入することを検討することとし、この検討のために、調査員調査を郵送調査に切り替えても回収率の確保が可能かどうかを検証するためのアンケートを実施した。アンケートの結果に基づき、想定回収率を推計し、郵送調査への切替えの影響について検討した。

#### ア 郵送調査と調査員調査の対象範囲の検討に係るアンケートの結果

アンケートは、調査員調査の調査事業所で、統計調査に回答した事業所（以下「調査回答事業所」という。）及び回答しなかった事業所（以下「調査非回答事業所」という。）それぞれ 700 事業所を対象にした。調査回答事業所については 343 事業所（49.0%）から、調査非回答事業所については 136 事業所（19.4%）から協力を得た。

「郵送で実施した場合、回答するか」については、「回答する」という回答が、無回答を除き、調査回答事業所では 87.4%、調査非回答事業所では 79.2%と多数を占めた（アンケートの結果の詳細は資料 1 のとおりである。）。

#### イ 郵送調査に変更した場合の想定回収率

想定回収率の推計において、アンケートに協力的な事業所（以下「アンケート協力事業所」という。）については、アンケートの結果をそのまま活用できる。しかし、アンケートに非協力的な事業所（以下「アンケート非協力事業所」という。）については、アンケートの結果をそのまま活用できないことから、郵送調査に回答する割合を仮定する。

「アンケート非協力事業所は、郵送調査に全く回答しない」と仮定（仮定①）すれば、想定回収率は 35%となる。一方、「アンケート非協力事業所は、アンケート協力事業所と同じ割合で郵送調査に回答する」と仮定（仮定②）すれば、想定回収率は 85%となる。

#### ウ 郵送調査への切替えの影響及び今後の方向性について

イの仮定①及び②に基づく想定回収率35%、85%は、それぞれ想定回収率の下限、上限になると考えられる。

調査員調査の調査事業所の売上高が全売上高に占める割合に着目すると、その割合は17%程度と小さい。このため、本調査の直近（平成21年12月）の回収率約70%が、想定回収率の上限と下限の平均である60%に低下したとすれば、全売上高の約2%が補定値になる。さらに、下限である35%まで低下したとすれば、全売上高の約6%が補定値になる。

こうした分析結果は直近の調査員調査の回収率を前提としていることから、結果数値精度維持の観点から、今後の回収率の動向等に留意しつつ、調査員調査を郵送調査に切り替えることについては結論を得ることとする。

なお、郵送調査へ切り替えることになった場合には、効果的な督促方法について検討することとする。